

工事名：一級河川 前川 応急工事（烏ヶ坪橋上流）

随意契約理由書

一級河川前川の上流未改修区間において令和3年5月17日の豪雨により護岸基礎下部が土砂流出し、護岸基礎部が洗掘され護岸倒壊の恐れが生じ急迫の事態として緊急な護岸の復旧をする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約するものである。

なお、契約の相手方については大阪府随意契約ガイドラインに基づき、近接して現在一級河川前川改修工事（砂子橋上流その2）の施工中である株式会社馬場建設とする。